

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

第22号 2007年1月10日 (年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

ボーボー（坊や）と 呼ばれていた息子

札幌市南区 二宮 章起



二宮英義君 当時小学6年生

平成2年9月4日の夕方6時30分頃、
突然、電話が鳴った。
電話の内容は
…子供が交通事故にあった。
もしかしてお宅の子供ではないか…。
急いで現場に行った。
間違いなく息子だ。頭の中が真っ白になった。

救急車で病院に搬送したが、即死状態であった。
息子はそろばん塾の帰り道、横断歩道を青信号で横断していた。
多くの人達が目撃していた。事故の原因は、車が信号を無視し息子を撥ねたという。
車を運転していたのは80代の高齢者であった。

息子は交通ルールを守っていたのに
何故？なぜ？なぜ？
死？

息子は小学校6年生で短い人生を終えた。

社会人になった息子の同級生達は、
息子の命日を忘れずに毎年、必ず会いに来てくれる。同級生達には感謝している。

朝には紅顔ありて 夕には白骨となれる身なり
合掌

(「いのちのパネル」より)

特集「フォーラム・交通事故2006」～交通事故被害者の尊厳と権利をめざして～

- ③ 交通犯罪刑事罰の軽さについて(小林 敦) ④ 公判前整理手続きの問題と訴訟参加(白倉 博幸)
- ⑤ 負傷者の二次的被害(藤本 松男) ⑥ 飲酒ひき逃げ犯の厳罰化を求めて(高石 洋子)
- ⑦ 基本法具体化への課題(内藤 裕次) ⑧ 基本法具体化への今日的課題(竹間 朗子)
- ⑨ 活動を始めた法テラス札幌(中村 誠也)、窓口課として道の基本計画を策定中(對馬 則行)
- ⑩ 報告「犯罪被害者週間全国大会2006」に参加して
- ⑪ 訴え「息子の命の値段」(豊岡 淑子) 報告「夕張でパネル展」(永野 準二)
- 報告「函館でパネル展」(柳谷 友紀) ⑫ 編集を終えて、活動日誌

交通事故被害者の尊厳と権利をめざして

交通事故被害者の尊厳と権利を求めて

「フォーラム・交通事故2006」に百名の参加 2006/10/14 札幌市

被害者の会主催の、7回目となるフォーラムが、10月14日、午後1:30より、札幌市中央区の「かでの2・7」820研修室において行われました。

新聞報道を見て参加したという方も多く、およそ40人の会員と合わせ、出席者は昨年より多く約100人でした。

犠牲者への黙祷の後、約2時間半にわたり熱心な討議を行いました。発言者としてお迎えしたのは発言順に、竹間朗子弁護士（札幌弁護士会犯罪被害者支援委員）、中村誠也弁護士（日本司法支援センター札幌事務所副所長）、對馬則行課長（道環境生活部生活局くらし安全課）の各氏。提言は内藤裕次（副代表）、被害の実相の訴えは、小林敦、白倉博幸、藤本松男、高石洋子の会員各氏、また、司会は、前田、小野の両名が務めました。



※以下、記録テープを基に編集者の責任で要約させていただきました。

主催者より 内山 孝子（副代表）

私たちの会は犠牲者をゼロにしたいと望んで活動をしています。昨日のニュースで、大臣が飲酒運転の罰則を強化すると発言したことが報じられていました。私たちはそれを願って活動してきましたので、来年度は良い法案の報告を受けることを期待しております。本日のフォーラムに、道や弁護士の方に参加いただきました。宜しくお願い致します。

司会より・・・趣旨と討議の方向性

前田 敏章（代表）

切実な願いである交通犯罪・事故の被害がゼロとなる社会実現のために、被害者の視点が重視されることが極めて重要と考える。そのためには長年放置されてきた被害者等（被害者や遺族）の権利が保障され、その尊厳が守られなくてはならない。

2004年12月に施行された「犯罪被害者等基本法」は、「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利を尊重されてきたとは言いがたい」（前文）との反省の上に「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現」を謳っている。



2005年12月、基本法に基づき「犯罪被害者等基本計画」が定められ、

ほぼ1年を経過し

たが、知る権利の保障が不十分であったり、裁判員制度に伴う公判前整理手続きに大きな問題があることが明らかになるなど、基本法が真に具現化するには道は遠く、被害の当事者が声を上げなくてはならない課題も山積している。8月末に福岡市で起きた飲酒運転による3死死亡事件以来、悪質な交通犯罪の根絶を求める声が高まっているが、交通犯罪全般の厳罰化も大きな課題。

今日のフォーラムでは、交通犯罪被害者に特有の現状と課題をより深く理解いただくとともに、その願いが基本計画の中で具体化されるための諸課題を浮き彫りにし、今後関係機関と連携していく一助としたい。

進行については、大きく3つの構成で進めていきたい（以下）。発言者および来場の皆様のご協力をお願いする。

～ 討議の構成 ～

- 1 訴え：交通事故被害者の現状と願い
基本計画に関わる諸問題に関し、現状と願いを報告し、次の討議のベースにする。
- 2 提言：基本法具体化への今日的課題
訴訟参加、被害回復など「訴え」を受けて、基本法具体化への課題を提起する
- 3 発言：支援および関係機関の立場から
訴えと提起を受けて関係機関や団体との連携をこの北海道でどう作っていくか。

訴え① ～被害の実相～ 交通犯罪刑事罰の軽さについて

札幌市東区 小林 敦



私達の家族である原田絵美が、無謀な暴走運転の犠牲になったのは平成17年11月25日でした。事件後7ヶ月目、加害者の判決が禁錮1年4ヶ月と確定しました。実刑とはいえ、たったの1年4ヶ月という禁錮刑は、人の命を一方的に奪った代償としては余りにも軽すぎます。それは、交通事故は基本的に「業務上過失致死罪」が大前提であり、どんなに悪質な死亡交通事故だとしても「危険運転致死罪」が適用されることはほとんどないからです。

交通事故被害を軽視する法律と「法律家」

そもそも、私達「一般人」と、裁判官や検事、弁護士などの「法律家」とでは、法律の解釈が違います。一般人、特に被害者となった私達からすれば「死亡交通事故は犯罪、殺人である。」と真っ先に感じるところが、法律家からすれば「交通事故はどんなものも過失であって、犯罪ではない。」というのです。つまり、人を殺しても「許される」又は「無罪」という法律が予め用意されているのです。

「法律家」と呼ばれる人達は皆、「実刑になるだけでも、決して軽い判決ではないですよ。」と言います。「法律家」の間では、不起訴・無罪・執行猶予が、当然のようにまかり通っているのです。起こした事件や失われた命は、お金で相殺できると考えているのです。私達が「法律家」に、「自分の家族が殺されても、1年4ヶ月の実刑なら良いと思いますか?」と尋ねると、口を揃えて「納得できないと思います。1年4ヶ月の実刑は軽いと感じます。」と答えます。それなのに、なぜ法廷の場では、被害者や遺族の立場に立った捜査や判決がなされないのでしょうか。

危険運転致死傷罪の矛盾

法律では「業務上過失致死罪」は最高で懲役5年となっていますが、懲役5年の判決が下された判例はほとんど聞きません。「危険運転致死罪」の刑が制定されても、適用すべき悲惨な交通事故は多々あるのに、適用される例はめったにありません。交通事故に対する刑が重罰化していると言われますが、実際にほとんど適用されることのない法律なら、初めから要りません。被害者や遺族が余計な期待を抱くからです。実際の判決が執行猶予付きであったり、実刑でも短期間であったりして、そのギャップに更なる精神的ショックを負うことになるからです。

裁判での不条理の数々

また、刑事裁判自体、その事故がどれほど悪質であったかを見る訳ではなく、刑への加算材料は一切考慮されず、減刑の証拠や理由ばかりが採り上げられます。被害者の刑事裁判への関わり方が見直されてきていると言いますが、実際の刑事裁判は加害者

だけのためにあり、被害者の存在や感情は全く無視されています。

私達の刑事裁判においても、加害者本人も、証人として立った加害者の父親も、法廷では明らかに虚偽とわかる発言の連続でした。加害者は事故の直後も事故車両を何度も運転し、挙げ句の果てに、加害者本人が運転する事故車両に両親も平然と同乗して旭川の実家に帰っていたのに、「事故後に事故車両を運転したのは1度だけです。」と述べていました。また、謝罪らしき態度はほとんど見せなかったのに、「何度もしっかりと謝罪をしています。」と述べていました。その上、証人である加害者の父親が「生涯を持って償うために、運転免許は一生取らせません」と述べたにも関わらず、つい先日、父親にそのことを確認すると、「運転免許を取らせる」と、信じられない言葉を発したのです。つまり、法廷では刑を軽減させるために、どんな嘘をついても罪には問われないということなのです。これも、加害者側についての弁護士の指導なのでしょう。

納得できない軽い裁き

12月現在、加害者は服役6ヶ月目で、判決通りならば平成19年10月末まで刑に服すこととなります。1年4ヶ月。本当に短すぎます。こんなにも短いというのに、仮釈放で実際の刑期より更に早く加害者が出所してくる可能性も非常に高いのです。加害者は服役を終えれば、今まで通りの生活を平然と送るのです。更に、運転免許の再取得もできるのです。死亡事件を起こしたのに、免許取消はたったの1年間という、行政処分 of 軽さも、到底納得できるものではありません。

最愛の家族を最悪の形で奪われたということだけでも、耐え切れない地獄のような苦痛を味わいます。それに加えて、加害者の全く反省のない態度、警察や検察庁の捜査の不徹底さ、こちらから働きかけないといつ始まるか分からない刑事裁判、法廷での虚偽発言の横行、刑事罰の軽さ、行政処分の甘さなど、一つの事件に付随してくる苦悩や負担はここでは言い尽くせないほどあります。

「過失」ではなく「犯罪」として厳罰を

命を奪われた被害者本人は勿論、その家族や多くの人を一生苦しめる交通事故。このような痛ましい事件が起こる前に、それを防ぐことができれば一番良いのです。しかし、自己中心的な運転をする者が多く、マナーやモラルに事故の撲滅を頼ることは不可能に近いです。更に、明らかに人を殺さんばかりの改造車や、交通ルール無視の車を日常的に野放し状態にしている警察。加害者本人だけでなく、捜査を行う警察、法律や制度、そしてその法律をつかさどる「法律家」が、追い討ちをかけるように被害者や遺族を苦しめているのです。このような悲惨な事件を少しでも減らすためには、交通事故を「過失」ではなく「犯罪」として取り扱い、その刑を現在よりもっと厳罰化し、ドライバーに更なる注意を強制的に喚起する以外には考えられません。

(本事件の経緯は、会報20,21の各号にもあります)

交通事故被害者の尊厳と権利をめざして

訴え②～被害の実相～ 被害者の立場から見る公判前整理手続きの問題と訴訟参加

南幌町 白倉 博幸



被害者の犠牲の上の制度

被害者抜きで公判前に争点整理や証拠などを決められてしまっただけでは、裁判員に分かりやすくても、被害者には事件の重要部分が目に触れることの無い状況となる。

更に、娘の命を奪った被告は毎回参加しており、弁護士と共に公判対策が容易に出来る。裁判官も一人の

人間だから、裁判前に何度も被告と顔を合わせ、偏った認識を持つ可能性も否定できない。美紗の事件での裁判官は、被告に対しては温和であり、逆に私ども遺族に対する言動は大変厳しいものだった。

私たちは「非公開＝秘密」にしてはならないと考え、地検・高検へ上申書を提出し、法務省にも働きかけた。その結果、手続きの行われる日時や大まかな進行状況を知ることができたが、規則ではないので同じ事が繰り返される懸念がある。

また、今回過失事件であるのに適用となったのは検事から「裁判官がやってみたかったからではないか」と言われた。裁判官の興味で美紗の命が奪われた事件を実験台にされたようで怒りが込み上げた。私たちは逆発想し、実験台にされた事で知り得た内容を公開し、被害者の側からの不利益を排除し公正で透明性ある法律にしなければと考え訴え続けている。

意見陳述にまで不当な制限

この制度の問題点は奥深い。手続きの中で採用された証拠以外公判で出すことが出来ず、捜査されたはずの被害者の知りたい内容が審理されず、被告が否認している事柄の審理しか行われなかった。

これは、遺族が唯一法定で意見を述べられる「意見陳述の内容」にまで影響が及んだ。あらかじめ提出していた陳述書だが、当日開廷20分前になってから、加害者や目撃者との会話のやり取り、事件当日の状況などの削除を強要された。さらに嫌がらせのように、陳述途中で裁判官から「被害感情、処罰感情以外述べないように」と言われた。

次に、原則連日的開廷で、意見陳述が認められても捜査記録や供述調書を見る時間が無いという問題があった。私たちは「連日的開廷の拒否、捜査記録の閲覧謄写から最低3週間の時間を空けること、被告人質問を踏まえて意見陳述を行うこと」など強く要望し、ある程度認められたが、刑事書類を手にしてから約2週間、被告人質問から6日間で意見陳述を書くことは容易でなかった。日程の要望が通った私たちが「特別」ではなく、「当たり前」の権利として認められるべき。

突然、娘の命が奪われ、捜査状況を教えてもらえない、加害者の言葉は二転三転して事実が見えない。加害者からあたかも美紗に過失があったかのように言われる。「なぜ」「どうして」ばかりが残り、美紗の死を受け入れることが出来ない日々の中、やっと起訴となった途端の「公判前整理手続き」は、犯罪被害者の尊厳の考慮が全く無いと痛感させられた。

被害者の裁判参加を

私たちの裁判では、被告人席の前に机が設けられ、被告は裁判中に書類を見て弁護人と打ち合わせをする、メモを渡す等の行動が見られた。机や書類の用意は、被告擁護でやり過ぎ。スクリーンも用意され、傍聴人にも被告人にも実況見分調書や写真など見せながらの審理は、分かりやすさの点では評価するが、被害者の生々しい血痕が写った写真などにはもっと配慮が必要。事実、私たちの両親は初めて見る事件直後の現場の様子、美紗の大量の血痕などに大きなショックを受けてしまった。

このような問題を解決する為にも、まず被害者や被害者の弁護士の手続き参加を認める事が必要。そして早期の段階で捜査記録や供述調書などを被害者側に開示すること。被害者側が証拠関係や争点を理解し、どのような証拠が裁判で使われるのか理解した上で意見が言える状況とするべき。

厳罰化について

警察はまず危険運転を念頭に捜査していただきたい。危険運転致死傷罪適用相当事件でも業務上過失致死となっている事件は数多いと思う。速度に対し「そんなに出ていると思わなかった」「高速度とは思っていない」といえば故意立証が出来ないからと業務上過失致死傷罪になるが、これはおかしい。信号を無視し人を死傷させたのであれば、理由はともかく危険運転。速度超過も運転手本人の意思でアクセルを踏むのであるから紛れもない故意の危険運転。危険運転致死傷罪と業務上過失致死の適用基準が違いすぎる。ひき逃げの厳罰化だけではなく「交通犯罪全般の刑罰をもっと引き上げる」日が来る事を心から望んでいる。

過失でも故意でも、人を殺したことには変わりはない。美紗は、突然、車という凶器により想像を絶する恐怖と痛みの中死んでいった。殺した人間の意志や認識で、殺された被害者の命の重さに差が出ることなどあってはならない。

公判前整理手続きの問題点改善、早期の調書開示と被害者の司法参加の実現、交通犯罪全般の量刑の引き上げなどを現実化される事が、美紗の想いであると信じ頑張っていく。

(本事件の経緯は、会報15,19,20,21,の各号にもあります)

～～公判前整理手続きとは～～

2009年施行の裁判員制度を前提として、2005年11月から施行。刑事訴訟法に定めがある。一般から選出された裁判員の拘束時間の軽減と事件内容を分かりやすくする為に争点を公判前に予め整理すること。裁判所と検察、被告弁護人が出席。被害者は参加できないが被告本人は出頭できる。非公開で行われ、被害者への通知義務もない。

訴え③ ～ 被害の実相 ～ 負傷者の二次的被害

砂川市 藤本 松男



私は今から6年前の2000年10月5日午前6時55分頃に事故にあいました。自転車に乗り交差点で道路を横断しようとして一時停止し、左右を確認して渡り始めたところ、中央線を越えたところで衝突され、押されるようにして右側の道路に倒れました。加害者は車から降りて携帯電話を使用しながら、私の所に歩み寄って来ました。「大丈夫ですか」と聞かれ「足が痛い」と言ったら「ズボンを上げて見て下さい」と言われました。ズボンを上げてみたら膝から下は真っ黒になっているのに「大丈夫ですから、私は急いでいるので」と言いました。看護婦と名乗る加害者は、駆けつけた妻にも「ご主人は大丈夫です。打撲程度です」と言い、妻が「主人が痛いと言っているのに、警察に連絡して下さい」と言っても、直ぐには連絡してくれませんでした。事故から40分も経過し、ようやく連絡してくれ、その後加害者の上司の婦長が来て、私を病院へ引率しました。その時に警察がやってきました。

加害者の実地検証では、左側を走っていて9.3メートル手前で私を見たようです。加害者が気がついた時には、私は運転側に倒れていたそうです。運転しながら携帯電話を使っていたから、前方を見ておらず事故をおこしたのではないかと思います。

骨折なのに、通院と言われ

病院で、レントゲンを取り「骨折している」と言われ、ギブスをし松葉杖をもらい、「通院です」と言われました。びっくりして「本当に通院ですか」と聞きました。家に帰り、階段をはず様にやっと上りました。時間がたつにつれて、我慢できないくらい足が痛んできました。次の日、病院に行き、診断の結果入院することになりました。

なぜ、事故後すぐに入院させなかったのでしょうか。大きな怪我なのに交通事故だとどうして軽く扱うのでしょうか。レントゲンやMRをとりましたが説明はありませんでした。

入院してすぐに保険屋が来て、「事故は5分5分の過失なので、示談に応じるように」と言われ、その後リサーチの方も入院している時に書類を持って来て、「これに印を押して示談に応じるように」と言われました。加害者の弁護士からも、示談に応じるようにという書類が届きました。しかしその時はまだ私の現場検証も終わっていませんでした。検証をしたのは12月8日です。

その間、私は市の交通課に聞いたり、病院の医療相談をしましたが、なんの対応もしてくれませんでした。入院して痛みを苦しんでいる状態で、怪我も

治っていないうちに、保険会社のやり方はあまりにもひどすぎると思います。2か月余り入院しました。保険屋から入院費が120万を超えたので、あとは被害者の私が支払うように言われましたので、加害者に会い任意保険を使ってでも支払いしてくださいと頼みました。それからは保険証を使って病院へ行っています。

事故から2か月くらいで退院しました。医師からの詳しい説明はなく「骨は付きました。後はリハビリです」と言われました。しかし、痛みがひどく個人病院で診察を受けたところ、「骨折しています。うちの手にはおえないので、市立病院を紹介します」と言われました。しかし私はその市立病院に入院していたのです。医師は「困ったな」と言い、美唄労災病院に紹介状を書いていただきました。

再手術後、車椅子の生活に

2001年1月30日、労災病院でレントゲン写真をとり説明を受けました。「来るのが遅かったね」と言われ、話し合いの結果、手術をすることになりました。部分麻酔で膝に穴をあけてカメラを入れて、モニター見ながら説明を受け手術をしました。2mm段差がある部分は付いている。骨が「カバカバ」している部分の一部に「うすい」部分があるので「けずり」取った。軟骨も損傷していて骨のカバカバしている部分を洗い流します。靭帯もゆるんでいる。先生は、これ以上の事は出来ないと言われました。1か月くらい入院し、その後はリハビリしながら通院しました。日常生活は車椅子になりました。

2002年に後遺症診断書を書いてもらいました。8級くらいの障害があると書いていただいていると思います。それを審査に出したのですが12級の7号という審査をされ、とうてい納得ができません。審査するのは専門家ではなく、官庁の天下り、保険会社の天下りの方がすると聞いて、大変遺憾に思います。車椅子で生活しなければならない苦しさを理解していないと思います。

ずさん治療、払い渋り、補償問題・・・なぜ負傷者が

交通事故の治療が、なぜこの様なずさんな治療結果になるのでしょうか。保険会社の補償の早期打ち切り、払い渋りが原因していると私は考えます。最初の病院で十分な治療していたら、もっと治療経過も良かったのではと思います。保険会社、病院、加害者に対して、強いいきどおりを感じます。

病院の治療以外でも、事故から6年も経過しましたが、現在もまだ補償問題は解決にいたっておりません。最初に依頼した弁護士とのトラブルもあり、収入がなくなり生活も大変でした。

どうして交通事故の被害者ばかりが、こんなに苦しめられなければならないのか、そして二次被害、三次被害にあうのか理解できません。

交通事故の被害者が十分な治療を受けられるように、また補償問題が一日も早く解決するように、国、道、金融庁、関係者の方に改善していただきたいと思っています。

訴え④～被害の実相～

飲酒ひき逃げ犯の厳罰化を求めて

江別市 高石 洋子

3年前に飲酒ひき逃げ犯に厳罰を求める活動を始めました。息子の事故が飲酒運転によるひき逃げだったからです。それは同乗者もいる事故でした。

「飲酒、ひき逃げ」と聞いただけで世間は「それは殺人でしょう」と言います。しかし今の法律ですと、ただの道路交通法(救護義務)違反です。轢いた相手が命を落としても構わないと思う行為こそ重く罰せられなければ、何もかもあやふやになってしまいます。

昨年7月に「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」を発足させ、大阪、神奈川、千葉と署名活動をしてきました。今年8月26・27日、協議会のメンバーを札幌に呼んで署名を行いました。その準備の最中、幼い子ども3人が命を落とした福岡の事故を知りました。ショックでした。札幌三越前で活動中にも目の前の大スクリーンに事故の様子が何度も流れました。その度に仲間みんなで声を大きくして署名を求めました。

1か月後の9月30日、私たちは福岡に集結し、署名活動の前に事故現場へ行きました。都会から離れた静かなところに「うみのなかみち大橋」がありました。車道から歩道に滑るように乗り上がったタイヤ痕が生々しく残っているその先に沢山の花束が手向けられていました。その中に白い模造紙があり、あの3人の子の母親が書いた文字が読めました。ここに来てくれた方へのお礼文で、とても優しい文でした。最後に「子どもたちは笑っていました。だから私たちもこれから笑って生きていきます」と書かれていました。

辛かったです。どんな思いでこの文を書いたのか……。ここにお礼を書き、ご近所へ挨拶回りをして、長男の誕生日のお祝いをして、……。ついにご両親は倒れて寝込んでしまったそうです。「悔しい～」と言って泣き、叫び、倒れたのです。世間の目から見て気丈に振る舞うことこそ気が触れていることなのです。現実を受け止めた時、正気になって泣き叫ぶのが本当の姿です。世間の人に理解していただきたい事実です。

私は橋の上で大泣きをしました。何故罪も無い子どもたちが一瞬に命を奪われなくてはならないのか。自分たちが最後にしたかった。こんな苦しい思いをする人を作ってはいけない。その一心でこの活動をしてきたのに、3年経っても何も変わっていないのです。3人の法務大臣と会い署名を提出し思いを伝え、沢山の国会議員にも訴えてきたのに……。飲酒ひき逃げが重い罪になる法律が出来ていたら、国民一人ひとりに自覚を芽生えさせられたら、この事故は起きなかったのかも知れない。そう思うと悔しくて涙が止まらなくなりました。

2日間の福岡での署名活動で、私たちに今までと違う強さをもたらしたような気がします。福岡市民の意識は高く、2日間で1万人以上の署名が集まりま

した。累計では20万人を超えました。

危険運転致死傷罪がせっかく出来ても、実際これで起訴されることは困難です。お酒を飲んでいようが、麻薬を服用していようが、寝不足、わき見運転、信号無視、スピード違反であろうが、正常な運転が困難であったと立証するのが難しいのです。穴だらけの法律では無謀運転は無くなりません。

福岡の事件のような社会的問題として世間やマスコミが騒ぐと、警察の対応も違ってくるのは何故でしょう。新聞記事に警察庁のコメントが載りました。ふざけた文です。「この事故の捜査で判断を誤ると社会問題になりかねない。仮に危険運転で立件できない場合でも(法律上やむを得ない結果だと)社会にきちんと説明できるだけの捜査を尽くす必要がある」というものです。怒りがこみ上げてきました。全ての事故に対して被害者にきちんと説明できるだけの捜査を尽くして欲しいです。

私たちは難しいことを言うてはいません。飲酒運転で人をはね、その場で救護した人よりも、保身のために逃げた人の方が罪が軽くなるという「逃げ得」をこのままにしないために新たな法律を作って欲しいのです。ひき逃げは殺人罪。ましてお酒を飲んでいたらもっと重い罪になる。逃げ得など無いのだと、子どもにも教えられるような法律が必要と思います。

飲酒運転は無くすることが出来ます。飲んだら運転をしなければ良いのです。家族や周りにいる人が止めれば良いのです。

法務大臣をはじめ国会議員の方々はみな「今日は交通戦争である」と言います。ならば交通事故の犠牲者は国の戦争の犠牲者です。その犠牲者への国の責任を真剣に考えてもらうため、私たちはたたかい続けます。私たちの活動にご理解下さい。この活動が実現した時、今の時代に合った道路交通法に変わることを信じています。それが私の願いです。

追記・・・その後の活動について・・・

11月7日：法務省刑事局関係者と連絡協議会メンバー6人で面談。危険運転致死傷罪の穴を埋め、適用への立証困難という法の矛盾を正すべく新たな法律を作って欲しいと訴えました。法務省の方々に私たちの真意が通じるまでに1時間もかかり、お役人さんとの温度差を改めて感じました。

12月15日：自民党本部に呼ばれ、「飲酒運転根絶プロジェクトチーム」のヒアリングに参加。逃げ得を無くすための法律をと訴えました。中野座長は最後のまとめで「逃げ得は許さない罰則が必要である。道交法(飲酒・救護義務違反)をどうとりまとめるか。教唆、ほう助についてもしっかりと形にしたい。免許についても強化しなければならない。危険運転致死傷罪の25年15年と併合罪7年6か月の差を縮める努力をする。自動2輪についても考える。2007年1月中に案をまとめる」という内容を話してくれました。

今、少しずつ希望が見えてきました。元気を出して頑張ろうと思います。

(関連記事が、会報12,13,17,21,の各号にもあります)